

# 狂犬病予防集合注射のお知らせ

令和3年度の狂犬病予防集合注射を行いますので、最寄りの場所で接種してください。

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法第5条」で定められた法定注射ですので、必ず接種してください。

また、郵送による個別通知は行いませんので、集合注射が受けられない場合は、必ず動物病院で接種してください。

ただし、その場合は、注射料金が異なりますので、各動物病院までお問い合わせください。

## 記

○対象 生後90日を経過した犬

○費用 3,400円（狂犬病予防注射料金2,850円+予防注射済票交付手数料550円）

※令和2年4月1日より狂犬病予防注射料金（集合）改定

○狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	実 施 場 所
4月14日（水）	9:00～11:30	広陵町役場北側駐車場
	13:00～14:00	平尾公民館
	14:30～15:30	赤部公民館
4月15日（木）	9:30～11:30	真美ヶ丘体育館
	13:00～14:00	見立山公園管理事務所
	14:30～16:00	西谷公園管理事務所
4月16日（金）	10:00～11:30	広陵東体育館
	13:00～14:00	広陵北体育館

### ☆集合注射会場での注意事項

- 多くの犬が集まりますので噛みつくおそれがある犬は、口輪等をしてください。
- 犬の首輪は、普段より強めにして犬を十分に制御できる方がお連れください。
- 注射会場には、小さなお子さんの同伴はお控えください。
- 犬の健康状態に不安のある方は、注射前に必ず獣医師にご相談ください。
- 注射会場では、「おつり」のいないようにお願いします。
- 当日は、大変混み合いますので、注射会場では、係員の指示に従ってください。
- 集合注射の場合は、最寄りの集合会場でしか受けられません。



広 陵 町 役 場

(問い合わせ先) 環境対策課

〒635-8515

広陵町大字南郷583番地1

☎55-1001 内線:1352・1130

# ペットもあなたの家族です。 しつけと愛情は欠かせません。

飼主としてのマナーを守りましょう。

新しく犬（生後90日を経過した犬）を飼った時は、登録をしてください。

## 犬の鑑札は、必ず取り付けましょう。

犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は、首の所に取り付けてください。  
犬がいなくなった場合、番号で飼い主が判明することがあります。

## 犬の放し飼いはやめましょう。

自分の家の犬は、「おとなしいから大丈夫」と考えるのは、飼い主の身勝手です。

放し飼いは、時に人を攻撃したり、他の犬とケンカなどの事故を起こしてからでは取り返しがつきません。

また、交通事故等の危険性も多くなります。

## 飼い主としてのマナーを守りましょう。

道路や公園は、みんなのものです。みんなが気持ちよく利用できるように、ふんや尿の始末は飼い主が必ず責任を持って行いましょう。

## 登録内容に変更があったときは？

犬が死亡したり、犬の登録事項（所在地、飼い主など）に変更があったときは、届け出をお願いします。